

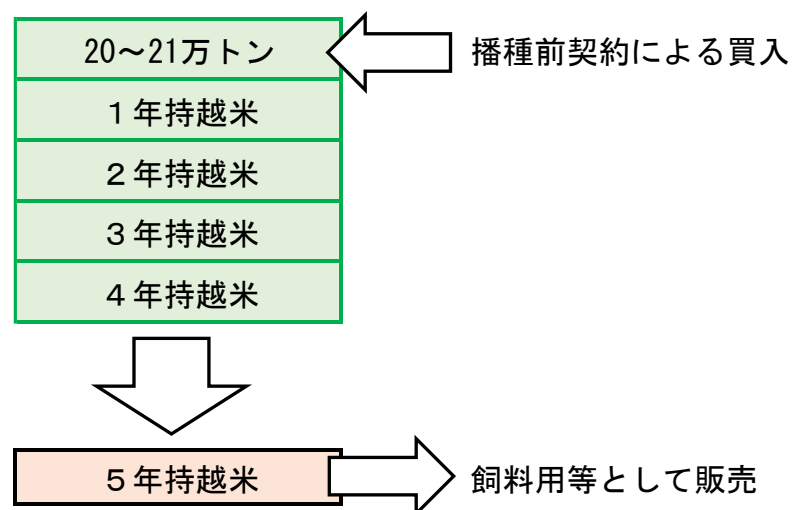
政府備蓄米の運営について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用（10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準）。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の販売を行わない棚上備蓄を実施（備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ）。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に20万トン～21万トン（※）買入れ、通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として販売。

※ 基本的な買入数量については、従来、毎年20万トン程度とし、CPTPP協定後は豪州枠の輸入量に相当する量を加えた21万トン程度としてきたが、会計検査院の指摘を踏まえ、今後、豪州枠の輸入量に相当する量の買入れは、実際に豪州から輸入される数量に見合った規模となるよう見直し。これに即して備蓄運営が行われれば、基本的な買入数量は20万トン～21万トンとなる。

基本的な政府備蓄米の運用

原則20～21万トン × 5年間程度 → 100万トン程度



政府備蓄米の現在の在庫状況

【最近の買入数量】

令和元年産	18万トン
令和2年産	21万トン
令和3年産	21万トン
令和4年産	20万トン
令和5年産	19万トン
令和6年産	17万トン（予定）

【現在の備蓄状況】



注：ラウンドの関係で在庫量と内訳が一致しない場合がある。

日本における穀物等の備蓄（備蓄水準とその考え方）

- 現在、米、食糧用小麦、飼料穀物について国として備蓄事業を実施。
- 備蓄水準は、
 - ・ 自給している米については、「国内の不作に対し（緊急輸入等せず）に国産米でもって対処し得る水準」、
 - ・ 多くを輸入に依存している食糧用小麦と飼料穀物については、「不測時に、代替輸入先からの輸入を確保するまでの期間に対処し得る水準」を確保することを基本に設定。

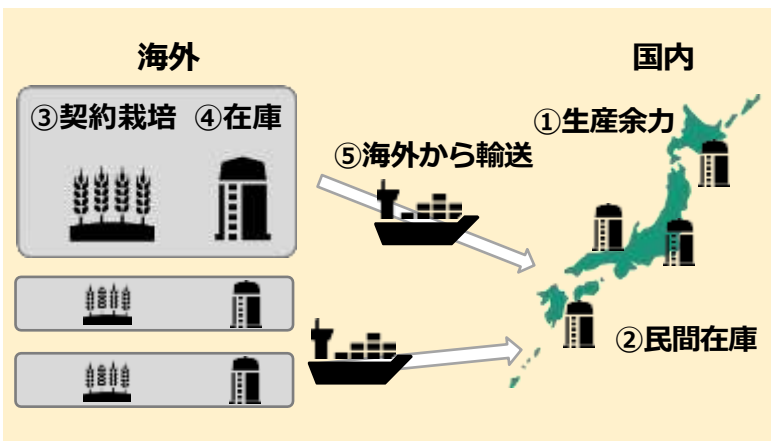
	品目	備蓄水準	備蓄水準の考え方
国産	米	100万トン程度	10年に1度の不作（作況92）や、通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも、国産米をもって対処し得る水準 ・ 2001年当時の需要量をベースに設定 （2011年の回転備蓄方式から棚上備蓄方式への変更に、引き続き100万トン程度として設定）
輸入	食糧用小麦	国として 外国産食糧用小麦の需 要量の2.3カ月分 （90万トン程度）	過去の港湾ストライキ、鉄道輸送等の停滞による船積遅延の経験等を考慮した水準 ・ 代替輸入に4.3カ月程度必要 ・ すでに契約を終了し、海上輸送中の輸入小麦の量は2カ月分程度 ・ 差し引き2.3カ月分程度の備蓄が必要
輸入	飼料穀物	100万トン程度	不測の事態における海外からの供給遅滞・途絶、国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の急激なひっ迫等に対処し得る水準 ・ 過去に備蓄を活用した最大実績は75万トン（東日本大震災時） ・ 海上輸送中の飼料穀物約100万トンが存在しており、備蓄飼料穀物とあわせて2カ月程度のストックとなり、この間に代替輸入国への変更等が可能
輸入	食品用大豆 2010年度をもって廃止	需要量の約1カ月分 （1981～1994年度は8万トン） 廃止直前の2010年度は約 2週間分の3万トン	過去の国際的な供給不安、輸出規制等を考慮した水準 （1974年の備蓄事業開始以降、一度も備蓄の放出が行われていないこと等を理由に2010年度をもって廃止）

日本における穀物等の備蓄（効果的・効率的な備蓄の考え方、備蓄の負担）

- 備蓄には倉庫における保管経費などが必要であり、コストがかかる仕組み。過去に大豆の備蓄事業が廃止された理由も、財政支出に伴う政策効果が疑問視されたため。
- 全てを国内の倉庫で保管するという考え方ではなく、①国内の生産余力、②国内の民間在庫、③海外の生産農地（日本向け契約栽培）、④海外の倉庫の在庫、⑤海外からの輸送過程等を含め、総合的な備蓄として評価すべきではないか。

総合的な備蓄の考え方

- ① 国内の生産余力
 - ② 国内の民間備蓄
 - ③ 海外の生産のうち（日本向け契約栽培）
 - ④ 海外の倉庫の在庫
 - ⑤ 海外からの輸送過程
- 等を含め、総合的な備蓄として評価



品目 備蓄水準	経費負担等の考え方 (2021年度 決算額)	備蓄1トン当たりの 2021年度決算額 (追加的費用) ※
米 100万トン程度	・ 備蓄分の所有権は国 ・ 備蓄は100%国費 売買及びその管理を委託 保管経費等：約113億円 売買損益：約▲377億円	約4万9,000円/ト 注：買入費を含むことに留意
食糧用小麦 国として 外国産食糧用小麦の 需要量の2.3カ月分 (90万トン程度)	・ 備蓄分の所有権は企業に移転 ・ 国家備蓄として、製粉企業等が 需要量の2.3カ月分を備蓄した場合に、 1.8カ月分の保管経費を100%助成 保管経費等：約42億円	約4,700円/ト
飼料穀物 100万トン程度	・ 備蓄分の所有権は企業 ・ 配合飼料メーカー等が事業継続計画に 基づき実施する飼料穀物備蓄に対し、 その費用の一部（約75万トンの保管経費の 1/3以内等）助成 保管経費等：約15億円	約1,900円/ト
食品用大豆 需要量の約1カ月分 (1981～1994年度は8万トン) 廃止直前の2010年度は約 2週間分の3万トン 2010年度をもって廃止	・ 備蓄分の所有権は企業 ・ 国の大豆備蓄計画等に基づいて実施 する食品用大豆の保管経費を100%助 成 保管経費等：約3億円 (2010年度予算額)	約10,000円/ト 注：2010年度予算額ベース

※ 2021年度決算額を備蓄水準で単純に除して算出した値

備蓄米の政府買入入札の結果

- 令和6年産備蓄米の政府買入入札については、令和6年6月24日までに7回実施し、買入予定数量20万5,509トンに対して17万2,016トンの落札となった。

令和6年産備蓄米の買入入札結果

(単位:トン)

産地	買入予定数量 (優先枠) ①	落札数量 ②	落札率 ②/①
北海道	4,686	4,686	100.0%
青森	28,586	24,416	85.4%
岩手	3,415	3,415	100.0%
宮城	11,276	11,276	100.0%
秋田	21,322	14,512	68.1%
山形	20,195	20,195	100.0%
福島	26,313	26,313	100.0%
茨城	1,086	616	56.7%
栃木	6,184	5,773	93.4%
群馬			
埼玉	204	204	100.0%
千葉	662	642	97.0%
東京			
神奈川			
新潟	24,499	24,499	100.0%
富山	11,880	10,261	86.4%
石川	7,841	874	11.1%
福井	4,597	2,500	54.4%
山梨			
長野	1,449	1,352	93.3%
岐阜	423	423	100.0%
静岡	19	19	100.0%
愛知	835	722	86.5%
三重	262	-	0.0%
滋賀	1,327	1,159	87.3%
京都			
大阪			

産地	買入予定数量 (優先枠) ①	落札数量 ②	落札率 ②/①
兵庫			
奈良			
和歌山			
鳥取	389	389	100.0%
島根	126	126	100.0%
岡山	822	191	23.2%
広島	28	28	100.0%
山口			
徳島	933	235	25.2%
香川			
愛媛			
高知	10	10	100.0%
福岡	52	35	67.3%
佐賀	214	-	0.0%
長崎			
熊本	274	-	0.0%
大分	91	91	100.0%
宮崎			
鹿児島			
優先枠計 ①	180,000	154,962	86.1%
一般枠 ②	25,509	17,054	66.9%
合計 (①+②)	205,509	172,016	83.7%
うちCPTPP分		5,509	

(参考) 買入入札結果の推移

(単位:トン)

年産	買入予定 数量 ①	落札 数量 ②	落札率 ②/①
平成23年産	200,000	67,638	33.8%
平成24年産	200,000	83,390	41.7%
平成25年産	250,000	183,092	73.2%
平成26年産	250,000	250,000	100.0%
平成27年産	250,000	250,000	100.0%
平成28年産	225,000	225,000	100.0%
平成29年産	200,000	197,728	98.9%
平成30年産	200,000	122,949	61.5%
令和元年産	209,140	185,314	88.6%
令和2年産	207,000	207,000	100.0%
令和3年産	207,000	207,000	100.0%
令和4年産	207,000	207,000	100.0%
令和5年産	208,000	201,725	97.0%
令和6年産	205,509	172,016	83.7%

東日本大震災を踏まえての災害時に対応した備蓄

精米備蓄事業

《背景》

- ・ 東日本大震災発生後に、被災地から応急食料としての精米の供給要請
- ・ 大消費地である首都圏において一時的に米の品薄状態が発生

《具体的な実施スキーム》

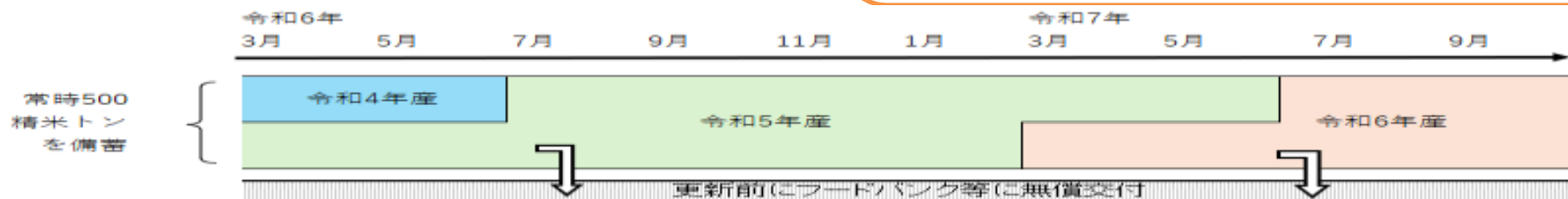
- 平成24年度から、政府が買い入れる備蓄米の一部を活用して精米（無洗米）形態での備蓄を実施
- ・ 備蓄量：500トン（東日本大震災発生～4月20日までの被災地向け精米供給量に相当）
- ・ 実施主体：政府所有米穀の販売等業務の委託を受けた民間団体等
- 備蓄米は、更新前にフードバンク等へ無償交付

《対応実績》

- ・ 平成28年4月の「熊本地震」発生を受け、27年産約86トン进行供給

備蓄用精米の切り替え（イメージ）

（切り替えの時期は変更となる可能性がある。）



食味等分析試験及び販売実証の結果概要

○ 食味等分析試験の結果概要（平成24年産～平成30年産において実施）

備蓄期間	理化学分析			食味評価	
	水分（%）	脂肪酸度（mg）	濁度（ppm）	基準米との比較による総合評価	主観による絶対評価
基準米	14.3	3.0	12.0	-	-
2ヶ月	14.6	3.2	11.4	-0.1	3.5
4ヶ月	14.3	4.8	14.5	-0.6	2.7
6ヶ月	14.1	5.7	14.6	-0.3	2.8
8ヶ月	14.2	5.3	16.4	-1.1	2.2
10ヶ月	14.3	6.8	17.1	-1.4	2.0
12ヶ月	14.4	7.6	14.9	-1.3	2.0
14ヶ月	14.2	7.6	15.0	-1.4	1.9
16ヶ月	14.2	7.8	13.4	-1.5	2.0
18ヶ月	14.3	8.4	13.9	-1.7	1.8

※1 食味等分析試験（理化学分析及び食味評価）は、分析機関に委託（食味評価（官能試験）は20名のパネリストにより実施）。

※2 精米備蓄を実施した産地品種銘柄の平均（ただし、胚芽の残存が多く見られ、無洗米形態での備蓄可能期間を調べる本試験の試料に適さなかった産地品種銘柄を除く）。

※3 備蓄用精米（無洗米）は、温度15℃以下、湿度60～65%（目安）の低温倉庫で保管。

（参考）・水分は、農産物規格規程における精米（完全精米・一等）の基準が15.0%以下とされている。

・脂肪酸度は、貯蔵期間の経過に伴い上昇することが知られている（特段の基準はなし）。

・無洗米の濁度は、40ppm以下とされている（米穀公正取引推進協議会の濁度基準による）。

・基準米との比較による総合評価は、基準米を0として、±4の9段階で評価（“-1”は「わずかに不良」）。

・主観による絶対評価は、「5. 非常においしく食べられる」、「4. おいしく食べられる」、「3. 普通に食べられる」、「2. 少し劣るが食べられる」、「1. 受け入れられない」の5段階で評価。

⇒ 15℃以下で保管した場合、精米後12ヶ月経過しても食味は大幅に低下しないという結果

○ 販売（非主食用への販売）の概要

令和7年2月現在

販売開始	備蓄期間	提示数量(t)	申込数量(t)	落札数量(t)	販売期間
R5年 3月	12ヶ月	71	398	71	1ヶ月
R5年 4月	9・12ヶ月	72	326	72	1ヶ月
R5年 7月	13ヶ月	85	175	85	1ヶ月
R5年 9月	13ヶ月	53	381	53	1ヶ月
R5年11月	13ヶ月	61	473	61	1ヶ月
R6年 3月	13ヶ月	153	923	153	1ヶ月
R6年 7月	13・14ヶ月	54	331	54	1ヶ月
R7年 2月	15・16・17・19ヶ月	208	1237	208	1ヶ月

⇒ 販売時期の需給・価格によって、応札意欲や応札価格が影響されている。

C P T P P 豪州枠に係る会計検査院からの指摘について

- C P T P Pにおいて設定されたコメの豪州枠については、T P P大綱に基づき「国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる」ことで当該国別枠の輸入量の増加による主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断。
- 今般、会計検査院から、豪州枠の取扱い（枠数量に対する輸入数量が10分の1程度にとどまっている実態）について、「対策として見合っていない規模の備蓄米を買い入れている状況の下、当該施策が効果的、効率的に実施されるよう、施策の実施状況や効果の発現状況について引き続き検証し、定期的に点検・見直しを進めていくこと」との指摘を受けたところ。

【これまでの豪州枠及び豪州産米の輸入実績】

（単位：実トン）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
枠数量	2,000（※）	6,000	6,000	6,240	6,480	6,720
輸入数量	1,120	3,459	595	620	520	6,198
消化率	56%	58%	10%	10%	8%	92%
備蓄米買入れ		令和元年1月 令和元年産 8,000実トン (9,000玄米トン)	令和2年1月 令和2年産 6,000実トン (7,000玄米トン)	令和3年1月 令和3年産 6,240実トン (7,000玄米トン)	令和4年1月 令和4年産 6,480実トン (7,000玄米トン)	令和5年1月 令和5年産 6,720実トン (8,000玄米トン)

注1：協定が平成30年12月に発効したため、平成30年度は6,000実トンを年度の残余の月数で按分した数量（※）。

注2：初年度（平成30年度）の国別枠輸入の対策として、翌年産（令和元年産）の備蓄米買入れにおいて当該国別枠相当分を上乗せした数量の買入れを実施。

【会計検査院からの指摘抜粋】

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「農林水産分野におけるT P P等関連政策大綱に基づく施策に関する会計検査の結果について」

第3 検査の結果に対する所見

2 所見

(2) 施策の実施状況及び施策の実施による効果の発現状況について

イ 経営安定対策に係る施策の実施状況及び施策の実施による効果の発現状況

(7) 政策別の施策の実施状況及び施策の実施による効果の発現状況

a 米の経営安定対策に係る主要施策において、対策として見合っていない規模の備蓄米を買い入れたり、また、米、麦及び甘味資源作物の経営安定対策に係る主要施策において、定量的な成果目標が設定されていなかったりしている状況の下、当該3品目に係る施策が効果的、効率的に実施されるよう、施策の実施状況や効果の発現状況について引き続き検証し、定期的に点検・見直しを進めていくこと

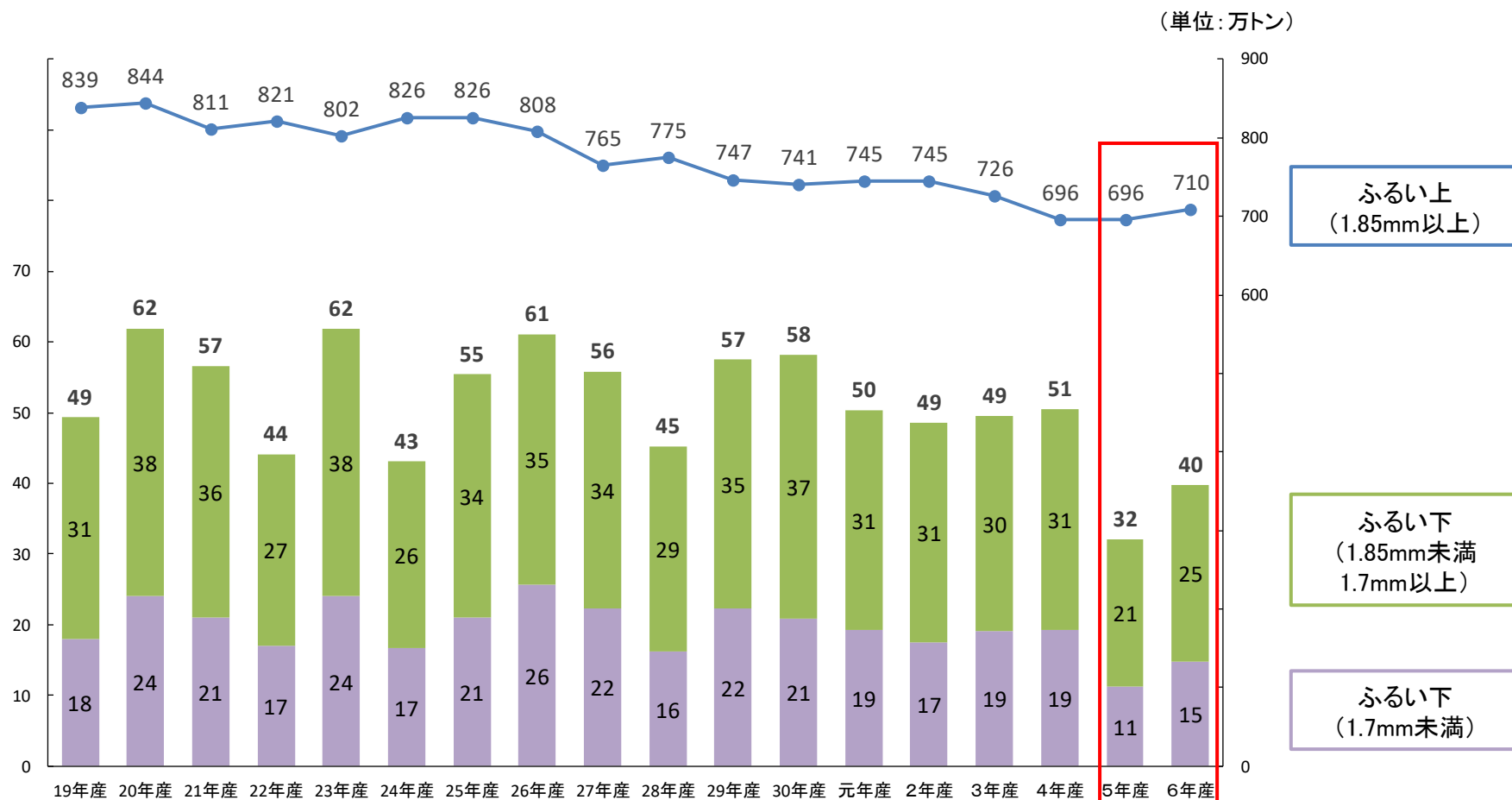
総合的なT P P等関連政策大綱に基づく豪州枠に係る備蓄米の運営方法の見直し

- 会計検査院からの豪州枠の取り扱いについての指摘を踏まえ、実際に豪州から輸入される数量に見合った規模の買入れとなるよう見直し。
- 具体的には、これまで「枠数量」（４～３月）を事前（当該年産を播種前契約）に買い入れていたところ、令和６年産米からは、「実際の輸入数量」（１～１２月）を事後（翌年産を播種前契約）に買い入れ。

	令和５年産米までの対応 【令和５年産米買入時の例】	令和６年産米からの対応 【令和６年産米買入時の例】
豪州 枠数量	R5年4月 令和5(2023)年度 R6年3月 枠数量 6,720実トン	R5年4月 令和5(2023)年度 R6年3月 枠数量 6,720実トン
実際の 輸入数量	R5年4月～R6年3月 輸入実績 X	R5年1月 R5年1～12月 輸入実績 Y R5年12月
備蓄米 買入数量	R5年1月 R5年産米 6,720実トン (8,000玄米トン)	R6年1月 R6年産米 Y実トン (Y' 玄米トン)

ふるい下米の発生量（推計）

- 令和5年産は、記録的な高温等により粒が充実し、ふるい上米の生産量は令和4年産と同程度であったが、ふるい下米の発生量が減少。
- 令和6年産のふるい下米の発生量は40万トン程度と、令和5年産に比べて8万トン増加したものの、令和元～4年産に比べると10万トン程度少ない水準。

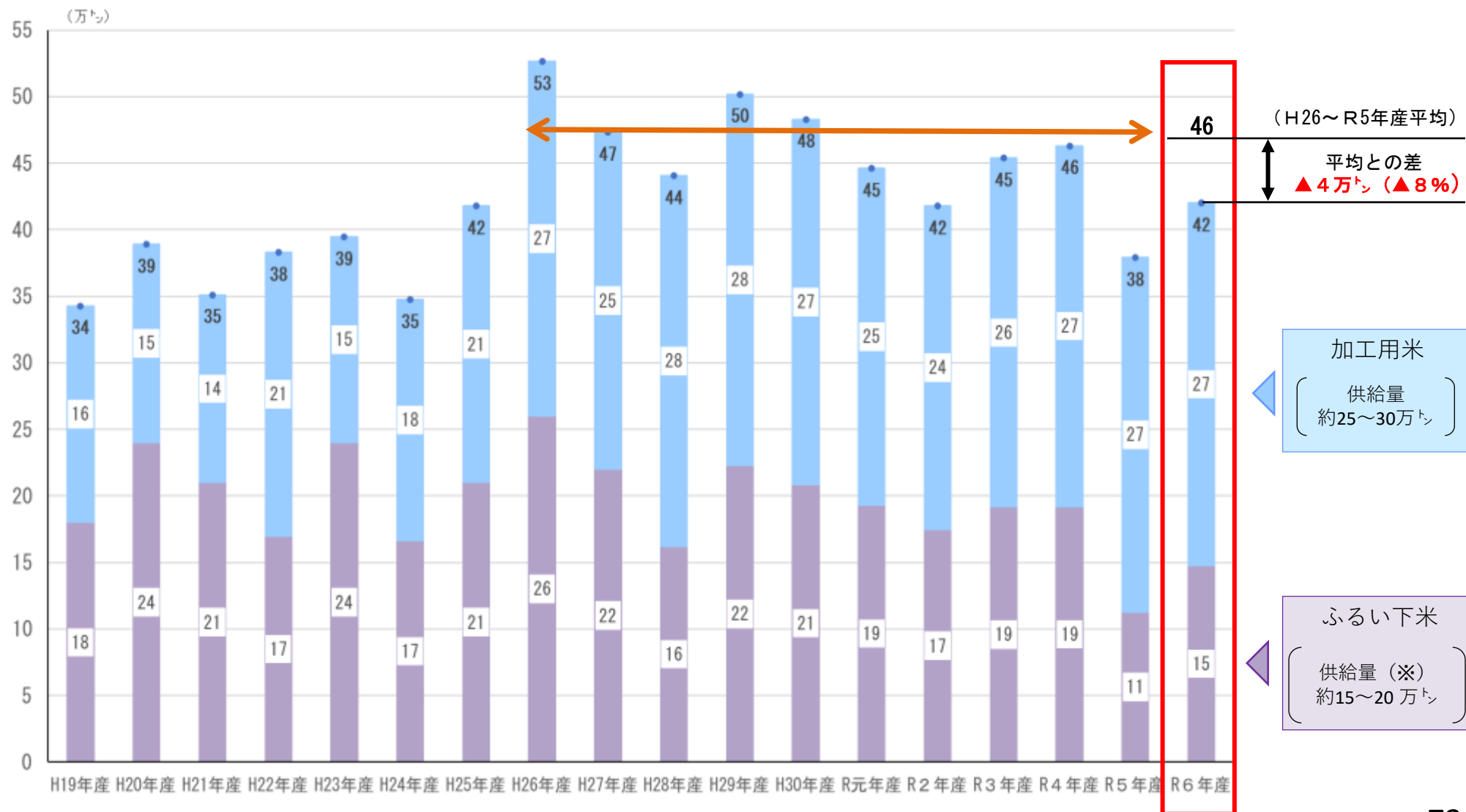


注1：1.85mm以上ふるい上米の生産量及び1.85mm未満1.7mm以上ふるい下米の発生量は、統計部により公表されているふるい目幅別収穫量（子実用）により推計。

注2：1.7mm未満ふるい下米の発生量は、統計部により公表されている10a当たり粗玄米重と10a当たり玄米重の差に子実用作付面積を乗じて推計。

国産加工原材料用米穀の供給量について

- 令和6年産は、ふるい下米の発生量の減少により、米加工品（米菓、焼酎、味噌等）の原材料用の国内産米（加工用米を含む）の供給量は合計42万トンと、過去10年の平均供給量約46万トンから▲4万トンの不足。



M A 米及び政府備蓄米の加工原材料用途への販売について

- 令和5年11月から令和6年10月までのMA米の販売数量は、国産加工原材料用米穀（ふるい下米等）の供給量の減少を受け、前年比+74%と大きく増加。令和6年11月から令和7年6月までのMA米の販売数量は、前年同期比の増加が見られた前年とほぼ同水準。
- 加工用米の生産量の減少やふるい下米発生量の減少に伴う国産加工原材料用米穀の不足に対して、政府備蓄米を、平成24年度に4.4万トン、平成25年度に2.7万トン、令和6年度に1万トン販売。

■MA米の加工原材料用途への販売数量の動向

(単位:実トン、%)

		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
SBS米 (破碎精米枠)	5年度	200	708	848	1,228	200	-	-	-	-	-	2,400	2,150	7,734
	6年度	2,340	2,500	1,480	1,426	1,708	-	-	-	-	-	2,500	2,500	14,454
	(前年同期比)	(1,170%)	(353%)	(175%)	(116%)	(854%)	-	-	-	-	-	(104%)	(116%)	(187%)
	7年度	2,500	2,500	-	-	-	-	-	3,000	-	-	-	-	8,000
	(前年同期比)	(107%)	(100%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(85%)
一般輸入米	5年度	5,720	6,796	5,404	6,416	8,384	4,151	5,004	6,025	4,810	6,276	8,723	5,856	73,565
	6年度	7,237	8,212	8,535	11,261	13,644	11,466	13,930	14,235	8,694	9,374	12,236	8,545	127,368
	(前年同期比)	(127%)	(121%)	(158%)	(176%)	(163%)	(276%)	(278%)	(236%)	(181%)	(149%)	(140%)	(146%)	(173%)
	7年度	12,089	11,819	7,503	9,867	13,147	9,227	11,127	12,091	-	-	-	-	86,870
	(前年同期比)	(167%)	(144%)	(88%)	(88%)	(96%)	(80%)	(80%)	(85%)	-	-	-	-	(98%)
販売数量計	5年度	5,920	7,504	6,252	7,644	8,584	4,151	5,004	6,025	4,810	6,276	11,123	8,006	81,299
	6年度	9,577	10,712	10,015	12,687	15,352	11,466	13,930	14,235	8,694	9,374	14,736	11,045	141,822
	(前年同期比)	(162%)	(143%)	(160%)	(166%)	(179%)	(276%)	(278%)	(236%)	(181%)	(149%)	(132%)	(138%)	(174%)
	7年度	14,589	14,319	7,503	9,867	13,147	9,227	11,127	15,091	-	-	-	-	94,870
	(前年同期比)	(152%)	(134%)	(75%)	(78%)	(86%)	(80%)	(80%)	(106%)	-	-	-	-	(97%)

注1：年度は米穀年度（前年11月から当年10月まで）。
2：令和7米穀年度は速報値。

■政府備蓄米の加工用途向け販売実績

(単位:玄米トン)

販売年度 (販売米穀)	販売数量
平成24年度 (平成18年産米)	43,843
平成25年度 (平成18年産米)	26,854
令和6年度 (令和2年産米)	10,000

注：政府所有備蓄用精米の加工用途向けの販売実績は除く。

加工原材料用向け政府備蓄米の販売について

- ふるい下米の減少により、加工原材料用の国内産米（加工用米を含む）の不足が見込まれたことから、端境期の供給不足分として、政府備蓄米を加工原材料向けに販売。

<政府備蓄米の加工原材料用販売の入札状況（令和6年度）>

販売開始時期

令和6年8月から数回程度入札を実施

販売対象者

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）第4章I第2の1の(2)及び(3)に規定する加工原材料用の買受資格を有する者であって、今回の政府備蓄米購入契約数量以上に令和7年産の加工用米の購入を希望する者

販売価格

今般の政府備蓄米の加工原材料用への販売にあたっては、「財政法」及び「予算決算及び会計令」に基づき、現在の価値（市場価格等）により最低販売価格を設定し、競争入札を実施。

販売対象米穀・数量

対象米穀 令和2年産政府備蓄米
（国内産米穀（水稻うるち玄米1・2等））
対象数量 1万トン（対象数量を複数回に分けて入札を実施）

【入札結果】

第1回～第6回入札 契約数量：10,000トン
入札執行日：第1回 8月20日
第2回 9月10日
第3回 9月25日
第4回 10月21日
第5回 11月20日
第6回 12月18日

販売対象用途

加工原材料用の使用用途：基本要領第4章I第1の2の(2)の各号に掲げる使用用途。

- ア 酒類用（焼酎用、泡盛用（沖縄県下の買受資格者に販売する場合に限る。）リキュール類用、スピリッツ用、みりん用、ビール用、雑酒用又は純粋酵母用）
イ 調味料用（味噌用、食酢用、醤油用、こうじ（清酒用こうじは除く。）用、たれ調味料用、もろみ（清酒用もろみは除く。）用又は香辛料用）
ウ 菓子用（米菓用又は和菓子用） エ 米穀粉用（上新粉やみじん粉等の米穀粉用、乳児穀粉用、玄米粉用又はビーフン粉用）
オ 加工品用（甘酒用、玄米茶用、漬物もろみ用、朝食シリアル用、乳児食用、ライススターチ用、味米用、いり玄米スープ用又は水産練製品用）
カ 小麦粉混入製品用（米穀粉入りめん用又は米穀粉入りフライ用） キ その他農産局長が必要と認める用途（※）

（※）清酒用、加工米飯用（肉又は魚、甲殻類、軟体動物その他の水棲動物の混入割合が3%以上（仕込時）である密封包装したレトルト米飯、冷凍米飯等であって、2ヶ月以上の保存に耐えられるもの）、ビタミン強化米用、アルファ化米又はアルファ化米を原料とする製品用、包装もち用又は米穀粉混入製品用

政府備蓄米の無償交付（こども食堂・こども宅食、フードバンクへの支援）【令和7年度】

背景・目的

- 学校給食におけるごはん食の拡大を支援するための政府備蓄米の無償交付制度の枠組みの下、こども食堂やこども宅食においても食育の一環としてごはん食の推進を支援。
- これらに加え、新たにフードバンクも対象とし、その食育活動を支援します。

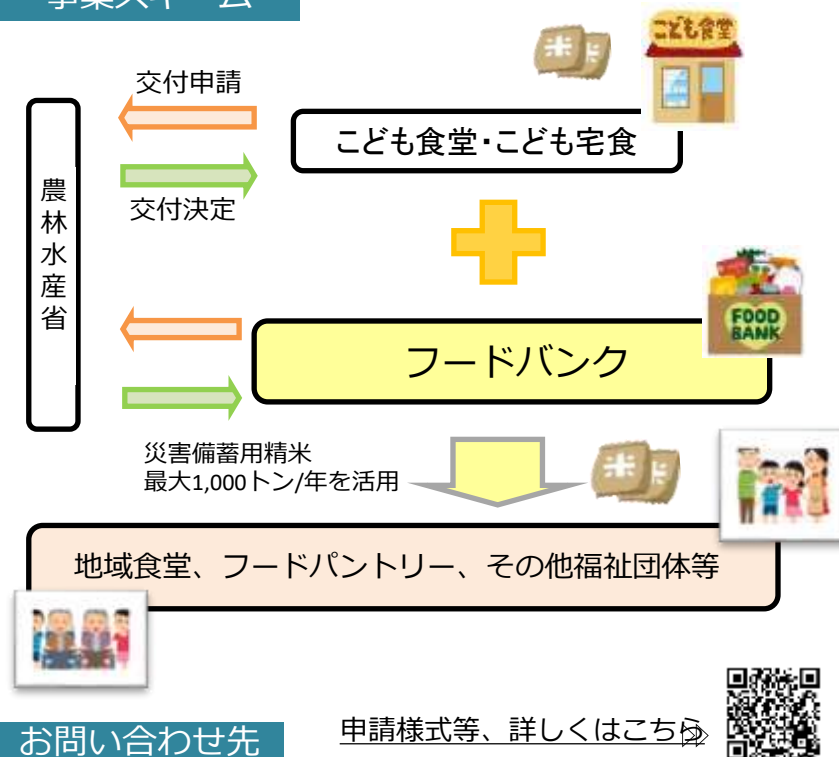
こども食堂・こども宅食（事業内容等）

- 〔こども食堂・こども宅食〕
（支援対象）ごはん食の提供又は食材としてお米を提供・配付する団体・運営者の取組
- （支援要件）食事の提供やお米を配付する際などに、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取組を行うこと
- （支援上限）団体ごとに一申請当たり600kg（年度内に合計5回の申請が可能）
- 〔申請方法〕
○委託機関（※）へ交付申請
※令和7年度委託機関：一般財団法人 日本穀物検定協会
・複数の提供団体（こども食堂等）を中間団体が取りまとめて交付申請書を提出することも可能です。
なお、その場合でも提供団体に対して政府備蓄米が直接交付されます。

フードバンク（事業内容等）

- 〔フードバンク〕
（支援対象）食育活動を支援するフードバンク
- （支援要件）①法人格を有していること、②団体として1年以上の活動実績があること、③「食品寄附ガイドライン」に基づく食品の取扱いを行っていること、④地方公共団体と連携した取組を行っていることなど
- （支援上限）申請団体ごとに、当該団体における前年度の食品取扱実績の1/5以内（50トンを上限）
- 〔申請方法〕
○委託機関（※）へ交付申請
※令和7年度委託機関：一般財団法人 日本穀物検定協会

事業スキーム



お問い合わせ先

担当先	連絡先	担当先	連絡先
農産局穀物課 米麦流通加工対策室	03-3502-7950	東海農政局 生産振興課	052-223-4623
北海道農政事務所 業務管理課	011-330-8808	近畿農政局 生産振興課	075-414-9021
東北農政局 生産振興課	022-263-1111	中国四国農政局 生産振興課	086-224-9411
関東農政局 生産振興課	048-740-0403	九州農政局 生産振興課	096-300-6223
北陸農政局 生産振興課	076-232-4302	内閣府 沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653

※上記以外の各都道府県（地域拠点）の連絡先は、農林水産省のホームページをご覧ください